航空自衛隊浜松基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二一	築城飛行場	春日市	国有

建物：約二〇平方メートル
訓練施設として追加提供する。
使用期間：
一　令和八年九月七日から同月十一日までの間
二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

○関東地方整備局告示第二百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
川崎市幸区都町七一番二から同市幸区南幸町一丁目五四番地先まで	前	後		二二・九八～四三・六五	〇〇・〇四八
				二四・三七～四三・六五	〇〇・〇四八

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
野田市船形字上原参一六三四番一から同市船形字上原壱一五〇三番一まで	前	後		二三・九八～四一・八六	〇〇・七八三
				二三・九八～三六・〇四	〇〇・七八三

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第二百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	伊勢原市上粕屋字石倉中一四五三番五地先から同市上粕屋字石倉中一四九三番二地先まで	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月一日

○中国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　路線名　高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線
(二)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
庄原市水越町字皇塩五四三一番一から同市高野町和南原字上深石山五三一〇番二まで	前	後		一〇・五〇～一三六・〇〇	二九・六二〇
				一〇・五〇～一三三・九五	二九・六二〇

(三)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号及び三十号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
岡山市南区古新田字大野一三四九番一から同市南区古新田字東前坂一二一三番三まで	前	後		三二・七三～四五・五六	〇〇・二八八
				三二・七三～一二六・八六	〇〇・二八八

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号及び三十号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
岡山市南区妹尾字廻石三〇九三番三から同市南区妹尾字四条四〇六八番六まで	前	後		三〇・六二～五五・九四	〇〇・五六二
				三七・〇七～七四・八六	〇〇・五六二

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所